

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)(衆議院送付)

要旨

我が国は、京都議定書に基づく温室効果ガスの削減約束の達成に向けて、他国における温室効果ガス排出削減量等を算定割当量として自国の約束達成に利用できる京都メカニズムを活用することとしている。本法律案は、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定めるとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国の責務として、京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずることを追加する。
- 二、京都議定書目標達成計画の規定事項として、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を追加する。
- 三、環境大臣及び経済産業大臣が割当量口座簿を作成し、当該口座簿上で、政府及び国内の法人の算定割当量の取得、保有及び移転を行うこととするほか、算定割当量の移転について、割当量口座簿上の記録をも

つて当該移転の効力発生の要件とするなど、算定割当量の取引の安全が確保されるよう規定を整備する。

四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。